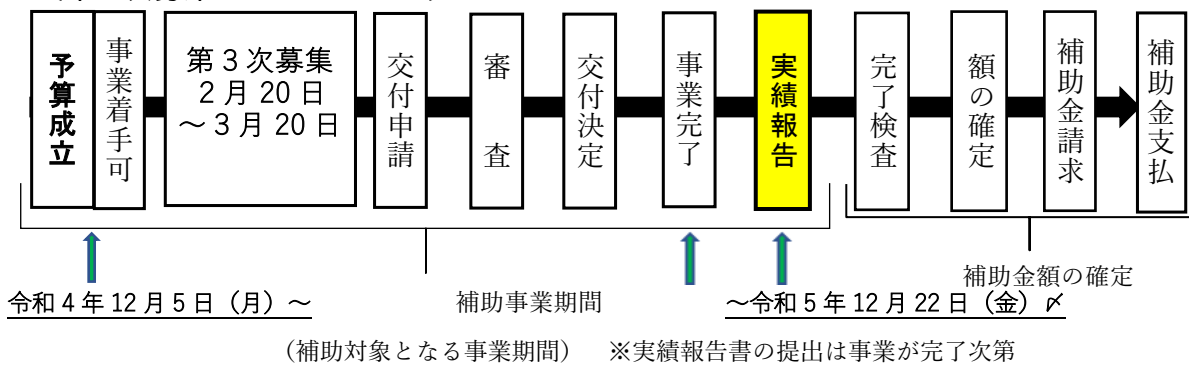


富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金

【第3次募集】 特別枠(④カーボンニュートラル)

実績報告作成マニュアル

【第3次募集のスケジュール】



実績報告【第3次募集】の提出期限

事業完了後 20 日以内、又は令和5年 12 月22 日(金)
のいずれか早い日まで

実績報告の提出先

手段	住所・URL・アドレス	提出期限
郵送	提出先 〒930-0004 富山県富山市桜橋通り3-1 富山電気ビルディング 富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金事務局	令和5年12月22日(金)
オンライン	https://amarys-jtb.jp/toyama-beyond3-jisseki/	令和5年12月22日(金) 23:59 まで入力可能
電子メール	【第3次募集専用】Email:toyama-beyond3@bsec.jp	令和5年12月22日(金)

「富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金 採択者向け情報」

<https://www.tonio.or.jp/info/beyond3-saitakugo/>

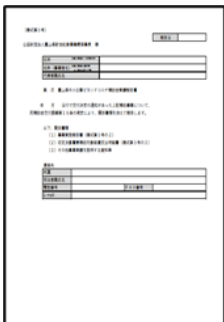
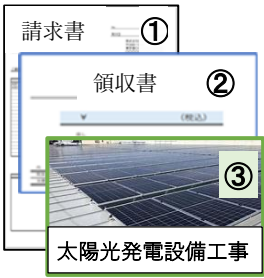
実績報告に係る様式等はこちらよりダウンロードをお願いします。

本マニュアルは【補助事業の手引き】を補足する資料として作成しています。

本マニュアルには記載のない事項もありますので【補助事業の手引き】を必ずご確認ください。

■提出書類一覧 「第3次 富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金の手引き」P17～21 を参照

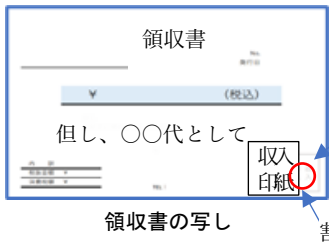
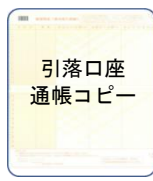
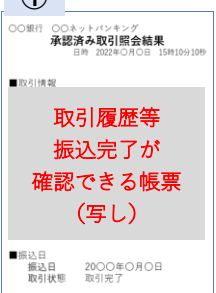
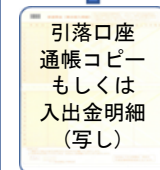
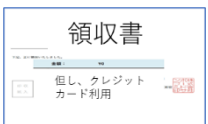
様式は URL : <https://www.tonio.or.jp/info/beyond3-saitakugo/> 「富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金 採択者向け情報」を参照

提出書類		補足事項
1	実績報告書（様式第5号） ※オンライン申請の場合は、申請ページに直接入力するので提出不要	 住所・名称・代表者職氏名について、 交付申請時から変更がある場合は、 ①登録事項変更届 ②登記簿謄本の写し等（変更事項を確認できる書類）をご提出ください。
2	事業実施報告書（様式第5号の2）	 申請枠によって様式が異なります。
3	収支決算書（様式第5号の3）	 申請枠・事業者区分によって様式が異なります。
4	支出証拠書類の写し等 ①請求書の写し ②支払い証明の写し ③成果物（画像・報告書等） ※備品購入・改修工事の写真等	 ・経費区分ごとの支出証拠書類については、「別紙1」を参照 ・主な支払いごとの「支出証拠書類の写しについて」は、3ページを参照 ・成果物等写真画像（カラー）については、4～5ページ参照
5	取得財産等管理台帳（様式第7号） ※取得財産がある場合のみ	 ◆記載対象は、減価償却資産（工事取得物含む1単位 税抜10万円以上） ◆PC・タブレット等汎用性が高い備品は10万円未満でも記載が必要です。 ◆「保管場所」欄には、<u>取得物を保管している住所</u>をご記入ください。 ◆標章を貼付した写真画像（カラー）とともに提出が必要です。（記載例については、※「別紙2」を参照）

■支出証拠書類の写しについて

※経費区分ごとの提出書類については、「別紙1」を参照

支払いを証明する書類の例 ※主な支払いの種類

支払い方法	必要書類および留意点														
現金支払い	 領収書の写し ※5万円以上（税抜額）の領収書には収入印紙の貼付及び割印が必要です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>領収書の記載金額（税抜額）</th><th>収入印紙の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5万円未満のもの</td><td>非課税</td></tr> <tr> <td>5万円以上 100万円以下のもの</td><td>200円</td></tr> <tr> <td>100万円を超え 200万円以下のもの</td><td>400円</td></tr> <tr> <td>200万円を超え 300万円以下のもの</td><td>600円</td></tr> <tr> <td>300万円を超え 500万円以下のもの</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>500万円を超え 1,000万円以下のもの</td><td>2,000円</td></tr> </tbody> </table>	領収書の記載金額（税抜額）	収入印紙の金額	5万円未満のもの	非課税	5万円以上 100万円以下のもの	200円	100万円を超え 200万円以下のもの	400円	200万円を超え 300万円以下のもの	600円	300万円を超え 500万円以下のもの	1,000円	500万円を超え 1,000万円以下のもの	2,000円
領収書の記載金額（税抜額）	収入印紙の金額														
5万円未満のもの	非課税														
5万円以上 100万円以下のもの	200円														
100万円を超え 200万円以下のもの	400円														
200万円を超え 300万円以下のもの	600円														
300万円を超え 500万円以下のもの	1,000円														
500万円を超え 1,000万円以下のもの	2,000円														
銀行振込	・口座振替での振込の場合 振込受付書の写し  +  引落口座通帳コピー ・現金での振込の場合 振込受取書の写し  ・ATM 利用の場合 ご利用明細票等の写し  ・インターネットバンキング利用の場合 次のいずれかを添付 ① 予約ではなく振込完了が確認できる帳票（「取引照会結果」など：金融機関により帳票名が異なります。） ② 振込予定日・振込金額を指定して振込登録（振込予約）が確認できる帳票と振込印字部分の通帳のコピーもしくは入出金明細（写し）  OR ② 振込登録（予約）帳票写し +  引落口座通帳コピーもしくは入出金明細（写し）														
クレジット払い	※実績報告期限（第3次募集分は令和5年12月22日（金））までに代金の引き落としが行われ、カード会社からの通知書および預金通帳等で引落の確認が可能である場合に限り、補助対象とします。 領収書が無い場合は、カード会社の利用明細と口座引落の通帳該当ページ写し又は入出金明細の写しのみでも可  領収書の写し + カード利用明細書写し +  引落口座通帳コピー ※クレジット利用の領収書については、収入印紙の貼付は不要 引落口座の通帳該当ページ写し又は入出金明細の写し														

■導入備品等（画像）について

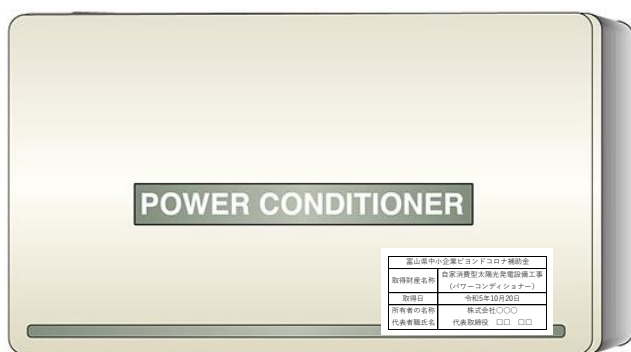
導入備品等 ※証拠写真は全てカラー

◆ 1 単位 10 万円未満（税抜）の購入物は画像のみ

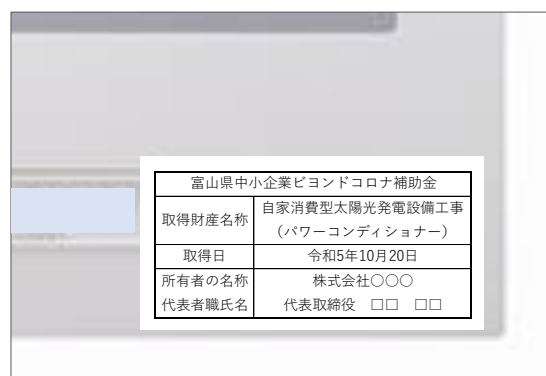


◆ 1 単位 10 万円以上（税抜）の購入物は標章を貼付した画像

①取得財産全体が写った画像および②標章の記載事項が確認できる画像の最低 2 種類



①全体および標章が写ったカラー画像



②標章の記載事項が確認できるカラー画像

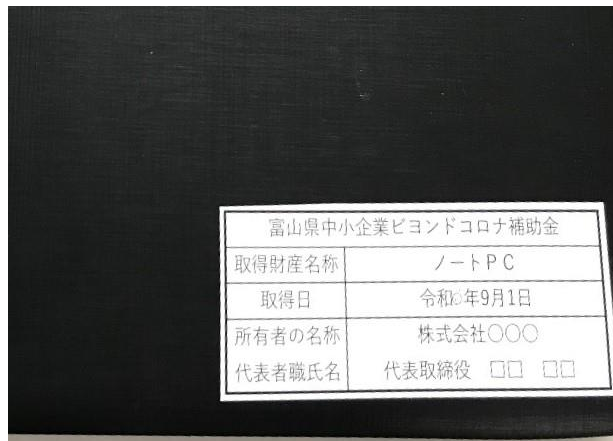
■PC・タブレット等汎用性が高い備品について

◆PC・タブレット等汎用性が高い備品については、1単位10万円未満(税抜)でも標章は必要

①取得財産全体が写った画像 ②標章の記載事項が確認できるカラー画像の2種類

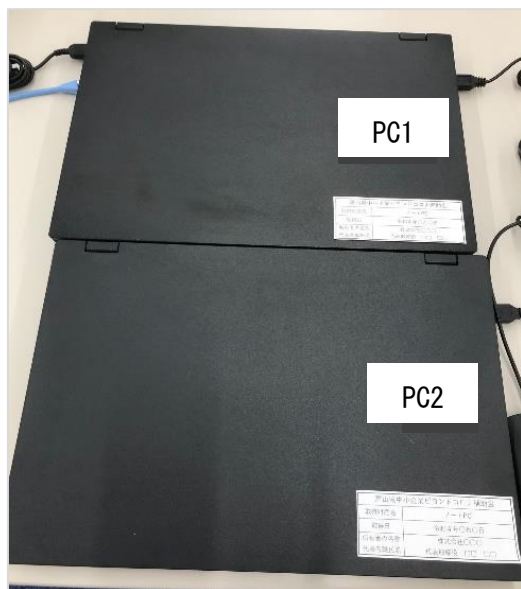


①取得財産全体が写ったカラー画像

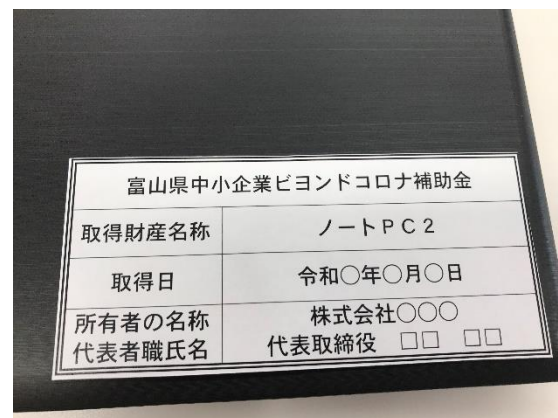
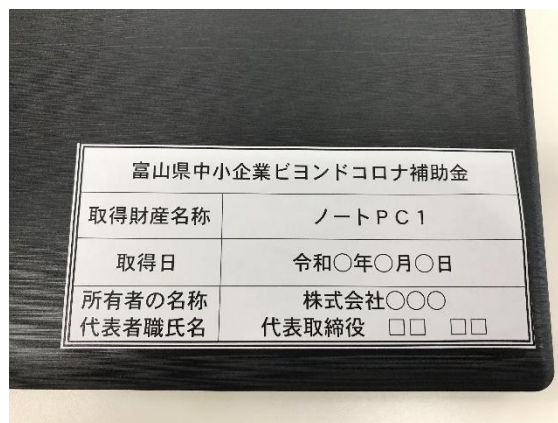


②標章の記載事項が確認できるカラー画像

◆複数購入の場合は、移動可能であれば並べて撮影



①取得財産全体が写ったカラー画像



②標章の記載事項が確認できるカラー画像

実績報告 経費区分ごとの支出証拠書類等一覧(特別枠④カーボンニュートラル)

経費区分	主な経費	発注書 契約書	納品書 完了報告書	請求書 (写し)	支払い証明 (写し)	写真・成果物 そ の 他	(参考) 処分制限期間
機械装置・システム費	太陽光発電・蓄電池導入	●	工事完了報告書	●	●	取得物の画像 ・太陽光パネルの設置が確認できる全体の画像（1枚10万円未満（税抜）の太陽光パネルについては標章不要） ・パワーコンディショナー } ※1 ・蓄電池システム ※1）様式第7号の記載対象となる取得財産の場合は標章を貼付した画像（高所で撮影が困難な場合は該当物と標章と一緒に収まるよう撮影でも可、「標章は別途保管」と余白に記載）、複数台導入の場合は台数分の製造番号等の画像	【太陽光発電】（自家発電電力の用途による） 自動車・同附属品製造設備の稼働に利用の場合9年、 その他は10年 【蓄電池電源設備】6年
	機械装置等購入・設置工事費	●	工事の場合は、 完了報告書	●	●	取得物の画像 ※様式第7号の記載対象となる取得財産は、標章を貼付した画像	種類・細目による
	車両(フォークリフト等)※登録番号のない車両	●	●	●	●	①取得物の画像および様式第7号の記載対象となる取得財産の場合は標章を貼付した画像 ②車体番号のカラー画像および標識交付証明書の写し ③車両を更新された場合：旧車両の処分に係る証明書類（令和5年12月22日までに旧車両の処分をお願いします）	フォークリフト：4年 その他：用途による
備品購入費	PC・タブレット等		●	●	●	標章を貼付した画像 ※汎用性が高い備品は、10万円未満でも標章は必要	5年
	ソフトウェア		●	●	●	ソフト起動時の画面画像 ※様式第7号の記載対象となる取得財産は、CDおよびケースに標章を貼付した画像（ダウンロードによる購入の場合、画面画像と別添「標章」と一緒に撮影した画像）	5年
	エアコン・空調設備更新工事	●	納品書 もしくは 工事完了報告書	●	●	取得物の画像（本体・リモコン・室外機） ※同一製品を複数購入した場合は、購入物を並べ、1枚の写真に収める（設置済み等の理由で困難な場合は、識別のために各製造番号等の写真を提出） ※様式第7号の記載対象となる取得財産は、標章を貼付した画像	6年
改装等工事費	外壁・屋根等断熱改修工事	●	工事完了報告書	●	●	工事後の画像 ※様式第7号の記載対象となる場合、標章と工事箇所と一緒に収まるように撮影した画像（屋根等高所で撮影が困難な場合は、該当建造物と標章でも可）	10年
	店舗・施設改装工事	●	工事完了報告書	●	●	施工後の画像 ※様式第7号の記載対象となる場合、施工箇所の入口などに標章を貼付したもの	10年

※取得財産に標章の貼付が困難な場合は、取得財産等管理台帳と標章と一緒に保管

記入例：「様式第7号（取得財産等管理台帳）」および「標章」

※特別枠④カーボンニュートラル

(様式第5号の3の5) 特別枠③④【補助率2／3用】

第3次 富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金 収支決算書

事業者名 株式会社〇〇〇

【支出の部】 事業者区分 小規模

(2) 事業実施分 通常補助率 引上げ後補助率

補助対象経費	内 容	数量(e) 数 単位	税 抜 単 価 (f)	補助対象経費 (g)=(e)×(f) ※「消費税及び地方消費 税額」を除く	$g \times 2/3$ (h)	$g \times 3/4$ (h) 4/5
機械装置・システム費	自家消費型太陽光発電設備工事	1	式 3,000,000	3,000,000		
合計				3,000,000	2,000,000	2,400,000

取得財産等管理台帳

記載対象：減価償却資産（工事取得物含む1単位10万円以上）、PC・タブレット等汎用性の高い備品

(様式第7号)

取得財産等管理台帳

住 所
名 称
代表者職氏名

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
(ア)	自家消費型太陽光発電設備工事		1式	3,000,000	3,000,000	令和5年10月20日	10年	富山県富山市〇〇町〇〇	4/5	

↓

<補足>
【財産名の区分】

(ア) 車両、備品、機械等
(イ) ソフトウェア
(ウ) 研究開発用資産
(エ) 工事等、その他物件

納品日
OR
工事完了日

【主な処分制限期間】

- 太陽光発電設備 10年
- 自動車・同付属品製造設備の稼働に利用の場合 9年
- 蓄電システム 6年
- PC、タブレット 5年
- ソフト 5年
- 電子媒体 5年
- エアコン 6年
- 業務用冷蔵庫 6年
- コールドテーブル 6年
- フライヤー 6年
- 冷蔵ショーケース 6年

※国税庁「耐用年数表」に定める耐用年数又は補助事業完了の日から10年のいずれか短い期間

標章

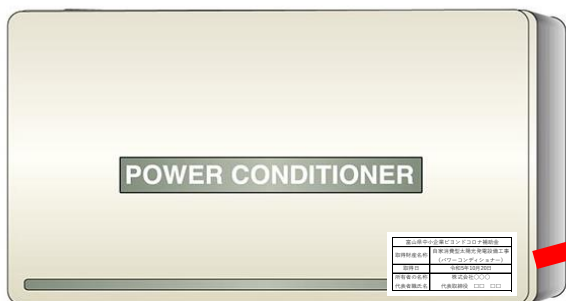
(例)

富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金	
取得財産名称	自家消費型太陽光発電設備工事 (パワーコンディショナー)
取得日	令和5年10月20日
所有者の名称	株式会社〇〇〇
代表者職氏名	代表取締役 □□ □□

標章と写真について

- 取得財産の目立つところに貼付
- 標章のサイズは、縦横5～10cm程度の大きさ
- 簡単にはがれないようにしっかりと貼られているか
- 取得財産が小さく物理的に貼付できないものは、横に並べて撮影
- 高所で届かない場合は、標章と取得物が一緒に収まるように撮影
- ※標章と取得物を一緒に収める事が困難な場合は別々に撮影也可
- 工事の場合、施工箇所の入口などに貼付
- 取得日は、納品日もしくは工事完了日
- 写真は2枚(例)、サンプル①②

①標章を貼付した取得物全体のカラー画像



②標章の記載事項が確認できるカラー画像

